

第22期 第2回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成26年8月26日(火曜日) 午後2時00分 ~ 午後4時05分				
出席委員	今泉 宏治	及川 末男	亀谷 正司	野村 真理子	松井 雅宏
	五十嵐 堅司	黒坂 章	北岸 由利子	山内 幸子	山本 まり子
	丹羽 秀則			計 11 名	
欠席委員	佐久間 貴子	谷口 隆昌			
議事録署名委員	亀谷 正司	野村 真理子			

審議内容

報告第1号 現況証明願いの専決処分について

番号	所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	調査結果	確認委員
1	ときわ町 4丁目 4番12	牧場	台帳登録なし	234	■■市 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■丁目 ■-■■-■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ (■■■■■■■■■■)	売買の為	農地、採草放牧地以外	及川 末男 亀谷 正司 野村 真理子 黒坂 章 山本 まり子
2	字勇払 151-1 151-4 151-52 151-53	原野 原野 原野 原野	台帳登録なし	2,362,625 10,314 4,241 7,652	■■■■市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■丁目■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■機(株) 代表取締役 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ (■■■■■■■■■■(株) (有)■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■(株)	砂利採取申請の為	農地、採草放牧地以外	五十嵐 堅司 谷口 隆昌 丹羽 秀則

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号 農業生産法人要件の確認について

農業生産法人名	確認要件			
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件
(有)■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	(適)・否	(適)・否	(適)・否	(適)・否

※ 農業生産法人確認書は別紙 1

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 農用地利用集積計画の作成要請について

受付番号 1

整理 番号	26-3	利用権の設定を受ける者		住 所	■■市■■ ■丁目■番地■
				氏名又は名称	(有)■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■市■■ ■■■■
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字美沢	371 番 1	畑	44,628	賃借権	普通畑
設定する利用権					利用権設定等促進 事業の実施により成 立する利用権の設定 等に係る当事者間の 法律関係
始期	存続期間 (終期)	借賃(円)	借賃の支払方法	賃貸借	
平成 26 年 9 月 1 日	平成 29 年 8 月 31 日	■■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年 9 月末までに ■■ ■■氏の 口座に振込		
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等				備 考	
住 所	氏名又は名称	権限の種類			

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数				
(有)■■■■■■■■								
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供して いる農用地の面積(m ²)		主たる経営作目				
農 地	44,628	農 地	1,090,000	てん菜・小麦 スイトコーン・大豆				
そ の 他								
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未 満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量		
男	3 人	960 人日			トラクター コンバイン プラウ スプレーヤー 移植機 収穫機 カルチベーター その他作業機械	農業専従者	3 人 (人)	4 台
						農業 補助者	主として 農業に従 事する者	人 (人)
女	人						従として 農業に従 事する者	人 (人)
						2 台	1 台	一式

受付番号 2

整理 番号	26-4	利用権の設定を受ける者		住 所	■■市■■ ■丁目■番地■	
		利用権を設定する者		氏名又は名称	(有)■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■	
				住 所	■■市■■ ■■■■-■	
				氏名又は名称	■■ ■■	
利用権を設定する土地				設定する利用権		
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容	
苫小牧市字美沢	371 番 2	畑	29,752	賃借権	普通畑	
設定する利用権				利用権設定等促進 事業の実施により成 立する利用権の設定 等に係る当事者間の 法律関係		
始期	存続期間 (終期)	借賃(円)	借賃の支払方法	賃貸借		
平成 26 年 9 月 1 日	平成 29 年 8 月 31 日	■■■■■■円/年 (■■■■■■円/10a)	毎年9月末までに ■■ ■■氏の 口座に振込			
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等				備 考		
住 所	氏名又は名称	権限の種類				

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性 別	年 齢	農作業従事日数			
(有)ほ■■■■■■■■							
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供して いる農用地の面積(m ²)		主たる経営作目			
農 地	29,752	農 地	1,090,000	てん菜・小麦 スイトコーン・大豆			
そ の 他							
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未 満の者)		雇 用 労 働 力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	3 人	農業専従者	3 人 (人)	960 人日		トラクター コンバイン プラウ スプレーヤー 移植機 収穫機 カルチベーター その他作業機械	4 台
		農業 補助者	主として 農業に従 事する者				人 (人)
女	人		従として 農業に従 事する者				人 (人)
							2 台
							1 台
							一式

受付番号 3

整理 番号	26-5	利用権の設定を受ける者		住 所	■■市■■ ■丁目■番地■	
				氏名又は名称	(有)■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■	
		利用権を設定する者		住 所	■■市■■■■■ ■-■■-■■	
				氏名又は名称	■■ ■■■■	
利用権を設定する土地				設定する利用権		
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容	
苫小牧市字美沢	394 番	畑	76,909	賃借権	普通畑	
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係		
始期	存続期間 (終期)	借賃(円)	借賃の支払方法	賃貸借		
平成 26 年 9 月 1 日	平成 29 年 8 月 31 日	■■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年9月末までに ■■ ■■■氏 の口座に振込			
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等				備 考		
住 所	氏名又は名称	権限の種類				

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数			
(有)■■■■■■■■							
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目			
農 地	76,909	農 地	1,090,000	てん菜・小麦 スイトコーン・大豆			
そ の 他							
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未 満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	3 人	農業専従者	3 人 (人)	960 人日		トラクター コンバイン プラウ スプレーヤー 移植機 収穫機 カルチベーター その他作業機械	4 台 1 台 1 台 2 台 2 台 2 台 1 台 一式
		農業 補助者	主として 農業に従 事する者				
女	人		従として 農業に従 事する者				

※ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書は別紙 2

審議結果	原案可決
------	------

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

(使用貸借による権利の設定)

土地の表示			貸主の 住所・氏名 生年月日	借主の 住所・氏名 生年月日	権利を設定しようとする 理由の詳細	
所在・地番	地目					面積 (㎡)
	公簿	現況				
字樽前 72番1の内 78番1の内 78番2の内	牧場 牧場 原野	畑 畑 畑	2,113 10,498 7,323 (19,934)	■■■■市 ■■■■■■ (有)■■■■■■ 代表取締役 ■■■■ (S40.4.23 設立)	■■■■市 ■■■■■■■■■■ (株)■■■■■■ 代表取締役 ■■■■■■ (H23.4.20 設立)	当該地は畑として利用していますが、表土に火山礫が混入しており耕作の悪い部分があり効率も悪いので、この農地より砂利を採取し跡地を埋め戻し、当地の良質な部分の表土で敷き均し、整地し優良な畑として復元する。
権利を設定しようとする契約内容		転用計画の詳細		資金・事業計画の詳細		備考
1) 設定の時期 許可日から 2) 権利の存続期間 許可日から1年間		1) 転用の目的 砂利採取 2) 転用の時期及び概要 許可日から1年間 砂利採取量 30,521 ㎡		1) 資金計画の内訳 自己資金 ■■■■■千円 2) 事業費内訳 工事費 ■■■■■千円 埋戻費 ■■■■■千円		

※ 農地法第5条調査書は別紙 3

審議結果 原案可決

議案第4号 苫小牧市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について

別紙 4 苫小牧市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)

審議結果 原案可決

議案第5号 苫小牧市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について

別紙 5 苫小牧市農業経営基盤強化促進基本構想(案)

審議結果 原案可決

その他

- (1) 管内農業視察研修について
- (2) 農地パトロールについて
- (3) 第3回農業委員会総会の開催について
9月26日(金) 午後2時からの開催が決定。
- (4) その他

別紙 1

農業生産法人要件確認書

法人の名称: 有限会社 ■■■■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市■■■ ■■■番地

記載年月日(総会承認日)		24年8月29日	25年7月29日	26年8月26日
報告受理日		24年7月23日	25年6月25日	26年7月14日
経営面積 (ha)	田			
	畑	1.6	1.6	1.6
	採草放牧地			
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社
要件の適否		適①・否	適①・否	適①・否
事業の種類	農畜産物名	和牛生産	和牛生産	和牛生産
	関連事業等名	レストラン道の駅		
	その他事業名			
売上高 (円)	農	前々回報告	■■■■■	■■■■■
		前回報告	■■■■■	■■■■■
		報告	■■■■■	■■■■■
		合計	■■■■■	■■■■■
	その他事業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
要件の適否		適①・否	適①・否	適①・否
構成員数	総数	4(60)	4(60)	4(60)
	農地提供者①	1(28)	1(28)	1(28)
	農業常時従事者②	3(32)	3(32)	3(32)
	農地保有合理化法人③			
	市町村・農協等④			
	法人と取引関係等にある者⑤	()	()	()
	要件の適否	適①・否	適①・否	適①・否
業務執行役員数	総数	4	4	4
	農業に常時従事する 構成員数	3	3	3
	うち農作業に従事する者数	2	2	2
	要件の適否	適①・否	適①・否	適①・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年には是正状況等を記載する)				
備考				

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

議案第2号 受付番号1番 (利用権の設定:所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人: 有限会社 ■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■		譲渡(貸)人: ■■ ■■	作成者: ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由		該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業生産法人である。		適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。		する
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、農業生産法人であり、当該地において平成18年度から借人として耕作しており、今後も耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。		する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は、農業生産法人として営農し、農業生産法人報告書も提出しており、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると見込まれる。		適応なし
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。		適応なし

議案第2号 受付番号2番 (利用権の設定:所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人: 有限会社 ■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■		譲渡(貸)人: ■■ ■■	作成者: ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由		該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業生産法人である。		適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。		する
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、農業生産法人であり、当該地において平成18年度から借人として耕作しており、今後も耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。		する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は、農業生産法人として営農し、農業生産法人報告書も提出しており、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると見込まれる。		適応なし
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。		適応なし

議案第 2 号 受付番号 3 番 (利用権の設定・所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人: 有限会社 ■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■		譲渡(貸)人: ■■ ■■■■	作成者: ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由		該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業生産法人である。		適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。		する
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、農業生産法人であり、当該地において平成 18 年度から借人として耕作しており、今後も耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。		する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は、農業生産法人として営農し、農業生産法人報告書も提出しており、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると見込まれる。		適応なし
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。		適応なし

農地法第5条許可申請書確認書

議案第 3 号

申請者(4条)	借主(5条)	貸主(5条)	確認者
—	株式会社 ■■■■■	有限会社 ■■■■■	■■■ ■■■

1 立地基準

(1) 農地区分の判断

判断項目	該当	備考
【農用地区域内農地】		
農業振興地域整備計画における農用地区域内	レ	
【甲種農地】(市街化調整区域内にある農地)		
概ね 10ha 以上の一団の農地で、高性能農業機械による営農が可能な農地	—	
農業公共投資対象後 8 年以内の農地	—	
【第 1 種農地】		
概ね 10ha 以上の集団的農地	—	
土地改良事業等の農業公共投資の対象農地	—	
農業生産力の高い農地	—	
【第 2 種農地】		
鉄道の駅や市町村役場等から 500m 以内の区域内(宅地割合が 40%を超える場合は 1km を限度に延長可)農地	—	
農業公共投資対象外の生産性の低い小集団(概ね 10ha 未満)農地	—	
【第 3 種農地】		
水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設の路沿道で、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設等の公共公益的施設が存在	—	
申請地から概ね 300m 以内に鉄道の駅、インターチェンジ、市町村役場等がある	—	
住宅、事業所、公共施設又は公益的施設が連担	—	
街区の面積に占める宅地の面積割合が 40%超	—	
都市計画法の用途地域内	—	
土地区画整理事業等の施行区域内	—	

(2) 上記により判断した理由(判断理由の根拠となった図面・資料等も添付)

申請地については、市街地から南西約5kmに位置する農業振興地域の整備に関する法律に基づき市が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた区域内にある農地であり、農地法第5条第2項第1号イに該当する「農用地区域内農地」と判断する。

(3) 農用地区域内農地等における不許可例外事由

- 令第18条第1項第1号のイ
事業(許可後1年間)実施後、優良農地に復元される一時転用事業。
 - 令第18条第1項第1号のロ
平成26年8月4日付け苦農第138号により、市農業振興地域整備計画の達成上支障が無い旨、確認。
- 各号全て該当することから、許可対象としてやむを得ない。

2 一般基準

(1) 事業実施の確実性

確認事項	可否	備考
資力、信用力	可	残高証明書
転用行為の妨げとなる権利(貸借権、(根)抵当権、地上権等)者の同意等	—	
遅滞ない申請用途に供する見込み	—	
他法令の許可、認可等の処分見込み	可	砂利採取法第16条に基づく採取許可申請中
法令(条例含む)により義務付けられている行政庁との協議	—	
非農地と申請地との一体的な利用の確実性	—	
転用面積の妥当性	—	
転用目的が土地造成のみでないこと (宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性)	—	

(2) 被害防除措置の妥当性

確認事項	可否	備考
土砂の流出、崩壊等災害の発生	可	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地間に保安距離 2～5mで設置、法面勾配については1:1.5を計画されており、安全性は確保されていると考える。 ・湧水、雨水等については、作業状況により集地を設け、ポンプにより場外排水路に排水する。
農業用排水施設の有する機能の支障	—	
周辺農地の営農条件への支障(日照、通風、分断、蚕食等)	—	
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能への支障	—	

(3) 一時転用

確認事項	可否	備考
事業終了後の農地復元(表土の確保等)	可	埋め戻し土砂売買契約書
設定する権利が貸借権又は使用貸借権	可	土地使用貸借契約書

3 添付書類

(1) 必須の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
定款又は寄付行為(法人の場合)	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	レ
法人の登記事項証明書(法人の場合)		レ
土地の登記事項証明書	全部事項証明書(要約書は不可) <u>転用面積は原則土地登記簿の地積による</u>	レ
地番図	公図(地積図)等	レ
位置図及び付近の状況を表示する図面(周囲を含めた現況地目図)	必要に応じ色塗り	レ
	<u>「農地の区分」が明確に判断できるもの</u>	レ
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1/500~1/2,000程度	—
資力・信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等	レ
	必要に応じ過去の事業実績確認書	—
所有者、地上権者等の同意書	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書	—
	地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書	—
	賃貸借の場合は農地法第20条関係書面	—
他法令の許認可等の書面	許認可や議決等を了している場合	レ
土地改良区の意見書	土地改良区域内の場合	—
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	—

(2) その他の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
実測図等(一筆の一部を転用する場合)	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	レ
転用行為の妨げとなる権利者の同意書	抵当権者等の同意書	—
事業計画書	(採取計画)	レ
事業計画の詳細	(〃)	レ
必要面積算定根拠	(求積 図)	レ
被害防除計画	(採取計画)	レ
工事工程表		レ
土地利用計画図		—
造成計画図(平面図、縦横断図)		—
取水、排水(雨水)等関係図面	(排水施設使用願)	レ
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書の写し、関係機関等との協議経過書類	—
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	—
真正な権利者の証明(戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等)	相続未登記の場合	—
復元関係書類(砂利採取法等許可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面(土量計算等)、関係図面(縦横断図等)など)	一時転用の場合	レ
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用地域内の一時的転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認	レ
写真	現況写真、航空写真	—
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	レ

別紙 4

苫小牧市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）

（趣旨）

第1条 農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められている。

このため、農地パトロールを実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消を図るほか、監視による違反転用防止、農地法許可案件の履行状況確認等も併せた取組を推進する。

なお、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第30条の利用状況調査として行うこととする（以下、利用状況調査と併せて実施する農地パトロールを「農地パトロール（利用状況調査）」という。）。

（農地パトロール（利用状況調査）月間等）

第2条 毎年8月から11月を農地パトロール（利用状況調査）月間と設定し、地区担当員による調査（以下「個別調査」という。）と、全体調査の2段階により実施する。

（実施の対象及び内容）

第3条 農地パトロール（利用状況調査）は全ての農地を対象に、農業委員、農業委員会事務局、地域の農業に精通した者、農業団体等の協力を得て実施する。また本調査は、荒廃農地調査も兼ねていることから、本市職員及び農業団体等とも協力して実施する。

なお、実施にあたっては、次の事項を主体的に実施する。

- (1) 遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地の把握（荒廃農地調査を含む）
- (2) 農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認
- (3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認
- (4) 農地の違反転用の早期発見
- (5) 相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地（以下、納税猶予摘要農地という）の利用状況の確認
- (6) 仮登記農地の利用状況の確認
- (7) 営農型発電設備（太陽光パネル等）の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認

（趣旨の徹底）

第4条 農地パトロール（利用状況調査）の実施にあたっては、事前の総会等において、趣旨や実施方法等について意思統一を図って実施する。

（全体調査の事前協議）

第5条 全体調査の実施にあたっては、個別調査の結果に基づいて事前協議を行い、当該地区の概況を把握したうえで、対象を選定し実施する。

（調査結果の整理等）

第6条 全体調査終了後、参加者による検討会を開催し、現状と課題を整理するとともに、その結果を農業委員会総会に報告し、事後手続きの対応について協議・決定する。

- (1) 遊休農地については、農地法第32条以下に基づく①農地所有者等への利用意向調査の実施、②（農地中間管理事業を利用する意思がある者について）農地中間管理機構への通知、③農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の措置を進めるとともに、これらの結果（経過）を農地台帳に記載する。
- (2) 違反転用農地農地等については、「農地法関係事務処理要領の制定」に基づく指導を行う。
- (3) 納税猶予適用農地については、違反転用の事実を発見した場合及び農地法第36条の規程により農地中間管理権の取得に関する勧告をした場合は、遅滞なく、当該農地の所在地の所轄税務署長に通知する。
- (4) 農地に還元して利用することが不可能な土地と判断され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」と判断した土地の所有者には「非農地通知書」を送付する。

（農地基本台帳の整備）

第7条 前条に基づき、1筆毎に農地パトロール（利用状況調査）の実施日、調査結果、遊休農地の措置（指導・勧告の実施等）状況について、農地基本台帳に記載管理するとともに、「非農地通知書」を送付した土地については削除する。

(周知)

第8条 農地パトロール(利用状況調査)の実施にあつたつては、事前に農業委員会ホームページ・広報等で農業者等への周知に努める。

(連絡・調整及び報告)

第9条 農地パトロール(利用状況調査)の実施にあつたつては、北海道農業会議及び北海道との緊密な連携、調整を図るとともに、その実施状況等に関して、12月末日までに、北海道農業会議に報告する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、平成22年8月27日から施行する。

附則

この要領は、平成26年8月26日から施行する。